平成２３年（フ）第６８７０号
東京都江戸川区瑞江２丁目34番13号
破産者　安藤運送有限会社
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８７１号
東京都江戸川区瑞江２丁目34番13号
破産者　有限会社ソアール
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８７３号
東京都江戸川区瑞江２丁目34―13
破産者　安藤　早苗
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０１９号
東京都渋谷区神宮前２丁目12―４―101、開始決定時の住所東京都渋谷区広尾５丁目23―２―205
破産者　安岡　夏美
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３０７号
東京都八王子市裏高尾町957
破産者　中村　雅子
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３９０号
千葉県千葉市若葉区若松台３丁目24―10
破産者　渡辺　尚子
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４５０号
東京都足立区谷在家３丁目19―７
破産者　岸　　良一
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５９１号
東京都大田区西嶺町25―10―106
破産者　三浦　信仁
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６２３号
東京都世田谷区上馬２丁目15―６―101
破産者　竹田　　稔
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６２４号
東京都世田谷区上馬２丁目15―６―101
破産者　竹田　公枝
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６４２号
東京都墨田区京島３丁目９―６
破産者　浅尾　有加
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６６８号
埼玉県深谷市西大沼364―202、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区佐江戸町1934―１―402
破産者　夏目　敏也
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７６８号
東京都調布市多摩川５丁目２―７　第３ハイツ202
破産者　久保　良信
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８７２号
神奈川県横浜市金沢区六浦東１丁目41―３―303、住民票上の住所神奈川県大和市下和田22―28
破産者　横路　　博
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９１０号
千葉県市川市大洲１丁目10―18―301
破産者　加藤健次郎
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９１２号
埼玉県川口市赤井１丁目11―21
破産者　中嶋　　弘
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９１４号
神奈川県横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目30―45―202
破産者　小川　京子（旧姓植松）
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９７６号
千葉県船橋市北本町２丁目８―21―102
破産者　堀川　　聡
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９７８号
千葉県浦安市明海１丁目３－１―1206
破産者　山口　佑子
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９９１号
東京都江戸川区南篠崎町１丁目22―14―202
破産者　中里　桂次
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０２０号
埼玉県朝霞市三原２丁目16―13―Ｄ―201
破産者　金田　靖規
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０４６号
神奈川県横浜市緑区三保町2476―２　メゾンリバーサイドＡ－１
破産者　白井　隆仁
1　決定年月日　平成23年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部